

令和元年度 佐倉市一般会計補正予算(第6号)

令和元年度佐倉市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,742,232千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第3条 繰越明許費の追加、及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
15 国庫支出金		7,863,844	88,751	7,952,595
	1 国庫負担金	6,584,286	36,244	6,620,530
	2 国庫補助金	1,249,024	52,507	1,301,531
16 県支出金		3,963,061	149,352	4,112,413
	1 県負担金	2,422,554	28,075	2,450,629
	2 県補助金	1,097,997	121,277	1,219,274
18 寄附金		42,411	4,752	47,163
	1 寄附金	42,411	4,752	47,163
19 繰入金		2,450,451	86,732	2,537,183
	1 基金繰入金	2,450,451	86,732	2,537,183
22 市債		2,170,800	153,400	2,324,200
	1 市債	2,170,800	153,400	2,324,200
歳入合計		50,259,245	482,987	50,742,232

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		21,001,909	28,075	21,029,984
	5 災害救助費	18,411	28,075	46,486
4 衛生費		4,126,253	100,890	4,227,143
	2 清掃費	1,525,800	100,890	1,626,690
7 土木費		4,422,780	16,291	4,439,071
	3 都市計画費	1,662,819	16,291	1,679,110
9 教育費		5,909,147	1,684	5,910,831
	5 社会教育費	1,373,221	1,184	1,374,405
	6 保健体育費	1,238,957	500	1,239,457
10 災害復旧費		28,993	336,047	365,040
	1 公共土木施設災害復旧費	28,973	149,302	178,275
	2 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	20	4,125	4,145
	3 農林水産業施設災害復旧費	0	182,620	182,620
歳出合計		50,259,245	482,987	50,742,232

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	明神橋（6-108号線）災害復旧事業	502,000	令和元年度	0
				令和2年度	301,200
				令和3年度	200,800

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	損壊家屋等解体撤去等事業	100,890
7 土木費	3 都市計画費	カタクリ植生地災害対策工事	5,236
9 教育費	5 社会教育費	佐倉順天堂記念館壁修繕	741
10 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	内田 I - 38号線外13路線災害復旧事業	149,302
	3 農林水産業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧工事	182,620

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	5 災害救助費	被災住宅応急修理支援委託事業	22,725	被災住宅応急修理支援委託事業	50,800

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁災害復旧債	112,900	普通貸借 又 券 発 行 証	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農地・農業用施設災害復旧債	40,500			
合 計	153,400			